

## ■ 所得の低い方は利用者負担軽減制度があります

### 《負担限度額認定》

申請が  
必要です!

所得の低い方は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院やショートステイを利用するときの食費・居住費について、申請して認定を受けることで、下の表の限度額までの負担となります(負担限度額認定)。ただし、一定以上の預貯金などの資産がある場合、対象外となります。

申請に必要なもの

- 申請書、同意書(浜田地区広域行政組合の窓口にあります)
- 本人、配偶者の預貯金などの金額を確認できるもの(下記「★預貯金などについて」欄参照)

### 《負担限度額(日額)》

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額*2
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室*1	多床室	
令和6年8月から					
第1段階	880円	550円	380円(550円)	0円	300円
第2段階	880円	550円	480円(550円)	430円	600円(390円)
第3段階①	1,370円	1,370円	880円(1,370円)	430円	1,000円(650円)
第3段階②	1,370円	1,370円	880円(1,370円)	430円	1,300円(1,360円)
令和6年7月まで					
第1段階	820円	490円	320円(490円)	0円	300円
第2段階	820円	490円	420円(490円)	370円	600円(390円)
第3段階①	1,310円	1,310円	820円(1,310円)	370円	1,000円(650円)
第3段階②	1,310円	1,310円	820円(1,310円)	370円	1,300円(1,360円)

\*1 介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護(医療型ショートステイ)を利用した場合は( )内の金額となります。

\*2 介護保険施設を利用した場合は、( )内の金額になります。

### 《軽減の対象となる条件》

利用者負担段階	対象者		★預貯金などについて	
	所得などの条件	預貯金などの条件	預貯金などに含まれるもの	確認できるもの
第1段階	●生活保護を受給している方 ●高齢福祉年金の受給者であって本人及び世帯全員が住民税非課税の方	単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下	預貯金(普通・定期) 有価証券(株式、国債など)	記帳した全ての通帳の写しなど 証券会社や銀行の口座残高の写しなど
第2段階	●本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の年金収入とその他の合計所得金額が80万円以下の方	単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下	金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写しなど
第3段階①	●本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の年金収入とその他の合計所得金額が80万円超120万円以下の方	単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下	投資信託	銀行、証券会社などの口座残高の写しなど
第3段階②	●本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の年金収入とその他の合計所得金額が120万円超の方	単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下	タンス預金(現金) 負債	自己申告(申請書に記載) 借用証書など

生命保険、自動車、腕時計や宝石などの時価評価額が困難な貴金属、絵画、骨董品などは預貯金等には含まれません。

注1: 配偶者は世帯分離しても含みます。

注2: 年金収入は課税年金・非課税年金の収入の合計です。